

努力事項 その6 (中学校)

「学校教育指導の重点」の美術の努力事項をひとつずつ考えていきます。今回は、学習指導要領の内容に照らして、以下について考えてみます。

道具や薬品の誤用等で事故が起きないように、
適切な学習環境のもとで授業を展開するとともに、
道具や薬品等の安全指導と保管に十分留意しましょう。

1 これは、どういうことなのでしょう？

中学校学習指導要領解説美術編には、次のように書かれています。

事故防止のために、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

事故防止のためには、用具や機械類は日常よく点検整備をし、刃物類をはじめとした材料・用具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を、授業の中で適切な機会をとらえて行う必要がある。

刃物類の扱いや保管・管理には十分留意し、事故を招かないように安全指導を徹底するとともに、貸し出しする用具については劣化の点検や番号を記入するなどして、その管理に努める。また、電動の糸のこぎりやドリルなど電動機械の使用時には教師が付き、慎重な取り扱いが必要である。

塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実にするとともに、薬品などに対してアレルギーをもつ生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

(中学校学習指導要領解説美術編 第3 指導計画の作成と内容の取り扱い 3 P. 83)

生徒にとって楽しい時間である美術の時間に、用具や機械類がきちんと整備されていないために思うように創作活動が進まないのでは生徒のやる気が失せてしまいます。また、用具や機械類の整備不良や扱い方の指導が不十分だったために思わぬ事故が起こり、大きなけがをしてしまったりは大変なことになってしまいます。

私たち教師は、用具や機械類の点検整備に努め、きちんと整備された状態の用具等で生徒が楽しく創作活動ができるようにするとともに、安全指導をしっかり行い、生徒が用具や機械類を正しく使えるように指導しましょう。また、刃物や薬品類については、番号を記し、施錠できる場所に保管して、保管・管理に十分留意するようにしましょう。また、養護教諭や学級担任と連携し、薬品アレルギーをもつ生徒を把握し、事故等を未然に防ぐようにしましょう。

こうした様々な配慮をして、事故がなく楽しい美術の授業を行っていきましょう。



次回は、小学校の努力事項「日々の学習における作品や親しみのある美術作品等の展示場所や飾り方を工夫し、学校が造形的な空間になるようにしましょう。」について考えてみます。

8月23日（金）頃アップの予定です。